2027年1月スタート！

こどもNISA口座開設キャンペーン

期間　2027年1月4日(月)～2027年3月31日(水)

特典1

こどもNISA口座開設でもれなく



図書カードNEXT 1,500円分 プレゼント！

お引渡し方法　2027年5月以降順次1,500円分(1,000円分1枚と500円分1枚)を発送します

特典2

期間中にこどもNISA口座で月額５千円以上の

＼さらに！／

積立投資信託を新規契約すると 抽選で30名様に

Nintendo Switch 2（日本語・国内専用）プレゼント！

©Nintendo
Nintendo Switchは任天堂の商標です。

※本キャンペーンは任天堂株式会社の提供・協賛によるものではございません。
※期間中に積立投資信託を新規申込(2027年3月31日(水)14:30申込受付分まで)し、2027年4・5月分の引落しが確認できた方が対象となります。

抽選権	お一人さま1口限りです ※積立投資信託を複数ご契約いただいた場合も同様です。
抽選基準日	2027年5月31日(月)
抽選方法	コンピュータによる厳正な抽選を行います
当選発表	当選者への懸賞品のお引渡しをもって発表とします
お引渡し方法	2027年6月以降順次発送します

注意事項

・こどもNISA口座は、一人一口座(一金融機関)しか開設できません。
　詳しくは裏面をご覧ください。
・キャンペーン期間終了間近のお申込みの場合、期間内の口座開設に間に合わない場合があります。お早めにお申込みください。
・期間内に郵送でのお引渡しができない場合や、お客さまの住所、氏名等の届出事項の変更があったにも関わらず、当行所定の方法で変更の届出をしなかったため連絡が取れない場合は、権利を放棄されたものとみなし、当選が無効になります。
・特典商品の発送に関する業務は、当行が(株)フレンドシップえひめに委託します。
　当行は、当該業務に必要な範囲で、お客さまの氏名、住所、電話番号等を同社に提供します。

「こどもNISA」の制度及びキャンペーンの内容につきまして、より詳しくお聞きになりたい方は、お取引店、または最寄りの営業店にてご説明しますので、こちらにご入力ください。▶

愛媛銀行

(2026年11月16日現在)

こどもNISAとは？

こどもNISAの仕組み



毎月コツコツ
積み立てる
（例：月1万円）



運用でお金にも
働いてもらう



教育や新生活など、
将来必要となる資金を
準備します

こどもNISAのメリット

1 利益が非課税



通常約20%の税金が
かかる利益が、
非課税になります。

2 長期で増やせる



こどものうちから、
長期・積立・分散投資に
取り組めます。

3 将来の教育費などに使える



大学費用や一人暮らしの
準備など、こどもの将来の
ために使えます。

こどもNISAの基本情報

- **開始時期**
  2027年1月
- **対象年齢**
  0～17歳
- **年間投資上限**
  60万円（＝月平均5万円）
- **非課税保有限度額**
  600万円
- **投資できるもの**
  対象の投資信託
- **引き出し**
  原則18歳まで制限あり
  （12歳以降は条件付きで可能）
- **18歳になったら**
  大人のNISAへ移行

投資信託のお申込みに際しての一般的な留意事項

●投資信託に係るリスクについて
投資信託とは、主として国内外の株式、および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込みの際は投資信託説明書（交付目論見書）を必ずお読みください。
●投資信託に係る費用について　投資信託をご購入される場合、お客様がご負担される手数料が必要です

■直接ご負担いただく費用

購入時手数料	上限3.30%（税抜3.00%）
換金時手数料	換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料金等を示すことができません。
信託財産保留額	上限0.5%

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）※	上限2.585%（税抜2.35%）

※基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■その他費用　上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。

●投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機関の保護の対象ではありません。当行が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。当行は、投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。

ご注意	上記に記載しているリスクや費用の項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当行が販売する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託のお申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認いただき、お客様ご自身でご判断ください。

こどもNISAの留意事項

●こどもNISAでは、年間投資枠（60万円）と非課税保有限度額（600万円）の範囲内で買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
●こどもNISA口座は、通常の課税口座（特定口座等）と異なり、金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座（一金融機関）しか開設できません。
また、成人後のNISA口座とは異なり、金融機関の変更は認められません。
●運用管理者は法定代理人（親権者）に限られます。
●口座開設者本人がその年の3月31日において12歳未満である場合、災害、疾病等のやむを得ない事由を除き払い出しは認められません。
●口座開設者本人がその年の3月31日において12歳である年以降からその年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までの間は、口座開設者本人の教育費や生活費に充てることを金融機関等に届け出た場合の一定要件下で払い出しが可能です。
●口座開設者本人が未成年者（制限行為能力者）である間の払い出しは口座開設者本人の法定代理人が手続きを行う必要があります。
●18歳未満の口座開設者本人がその年の1月1日において18歳の年を迎えると、自動的に成人後のNISA口座へ移行します。
●買付可能な商品は、当行で取扱う長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
●こどもNISA口座では積立投信契約に基づき、定額かつ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。
●こどもNISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、こどもNISA口座の譲渡損失と課税口座（特定口座等）での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
●こどもNISA口座で購入した商品を売却した場合、当該売却した商品の簿価分の非課税投資枠を、その翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
●短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISAのメリットを十分に受けられない場合があります。
●こどもNISAに関しては作成時点における法令等を基に作成しており将来予告なく変更されることがあります。
●本留意事項は、こどもNISAに関する全ての情報を網羅したものではありません。制度の詳細につきましては、金融庁ホームページをご確認ください。
具体的な税務上のお取扱いについては、所轄の税務署または税理士等へご相談ください。口座開設や取扱商品については、愛媛銀行の窓口へお問い合わせください。

【登録金融機関】商号等：株式会社愛媛銀行 登録金融機関 四国財務局長（登金）第６号 加入協会：日本証券協会

（2026年11月16日現在）